

# 令和元年第 1 1 回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年 1 1 月 2 6 日  
1 3 時 3 0 分～1 4 時 1 5 分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

## 令和元年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和元年11月26日「令和元年第11回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人	9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満	13番 二見 務
14番 大矢 美知子			

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、副主幹 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第51号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第52号	農用地利用集積計画（案）について
日程第4	議案第53号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について（報告）
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、3番委員、4番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から6ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書7ページ、日程第1、議案第50号 農地法第3条の規定による



械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。3番委員。

【3番委員】 昨日、現地確認に行ってきました。現地の田んぼはきれいに管理されておりまして、問題はないものと思われます。

【議長】 それでは、受付番号23につきまして、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号24、申請地は、中河内字■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、資料2でございます。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請人の■■さんについては、現在、イチゴ栽培と、それから稲作栽培を中心に農業経営をされているものでございます。このたび、三男の方が農業経営に加わったということで、非常に労力面で余裕ができたという





説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号18、被相続人は、杉久保■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年10月27日から令和元年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、杉久保北■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。こちらも事務局で11月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号18について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【副 主 幹】 受付番号19、被相続人は、大谷■■■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年10月27日から令和元年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷南■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■■■■平米、ほか7筆、合計■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。こちらも事務局で11月12日に現地調査に行きましたが、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。





は、社家■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年10月27日から令和元年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。事務局で、こちらも11月12日に現地調査をいたしましたが、農地として適正に管理されていまして、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号22を議題といたします。

受付番号22についてでございますが、15番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席をお願い申し上げます。

(15番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 議事を再開いたします。

受付番号22について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号22、被相続人は、上今泉■■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年11月30日から令和元年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉字■■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農用地区域内、■■■平米、ほか3筆、合計■■■■■■■平米、議





間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、17ページから19ページ、受付番号29から33までの5件については、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上、これらの案件につきまして、11月12日及び13日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されておりました。また、借り手は、いずれも農家です。どの方も農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 今事務局から説明がございました。

それでは、質疑のほう、一括してお願いいたします。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のほうも一括でお願いいたします。意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

採決のほうも一括でお願いいたします。

受付番号20から33について、賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号20から33について、全て承認とさせていただきます。

次に、議案書20ページ、日程第4、議案第53号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号2について、私が、1番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席とさせていただきます。退席中、議長は2番委員にお願いいたします。









す。

【議長】 それでは、質疑のある方。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号5について、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書23ページから27ページまでの農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

23ページから24ページ、農地法第4条の受付番号26から30の5件、25ページから27ページ、農地法第5条の受付番号50から59の10件、合わせて15件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【副主幹】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

議案書23、24ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和元年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号26から30までの5件で、田、515平米、畑、1,767.65平米、合計、2,282.65平米です。

続きまして、議案書の25ページから27ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和元年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号50から59までの10件、全て畑で、合計、3,283平米です。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

一括して質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、ただいま事務局からご説明がございました全案件につきまして、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かありますか。

【事務局長】 1点、事務局のほうから、お手元に今日配らせていただきました資料5-1というものがありますので、それについてご説明させていただきます。

【主 事】 今、事務局長から説明がありましたとおり、本日、机の上に農地パトロールの結果報告の資料を配らせていただきました。皆様に御協力いただきました令和元年の農地法第30条に基づきます農地の利用状況調査の現状につきまして説明させていただきます。

資料5-1と5-2をご覧になりながらお聞きいただければと思います。

農地法第30条では、農業委員会は年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならないと定められており、これに基づいて、令和元年に行っていた調査の結果が資料5-1、それを地図で落としたものが5-2でございます。資料5-1には、土地の所在や地権者の住所のほか、これまでの経過として指導を行った記録等も記載しております。

面積の合計でございますが、資料5-1、2枚目の左下に合計が書いております。1万5,301.43平米の土地を令和元年度は荒廃地として把握をい

たしました。昨年は荒廃地として把握した面積が1万2,539.82平米で、約2,761平米ほど荒廃地が増えてしまったということになります。なお、今月中に事務局で再度現地をこの後確認いたしまして、解消が見られた土地がもしあった場合には、この一覧から除かせていただきたいと思いますので、最終的な荒廃農地面積は減少する可能性がございます。委員の皆様には、荒廃農地調査にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。解消が見られなかった農地の地権者のうち、資料中灰色で色が塗られている、今年度初めて解消が見られなかったという方につきましては、今月中に再度の現地調査実施後に農地法第32条の規定による農地の利用意向調査を行って、昨年度以前から解消が見られていないという方には、引き続き指導を行っていくこととなります。

以上でございます。

【議長】 今、ご説明がございました。何か聞きたいことはございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は令和元年第11回海老名市農業委員会定例総会ということで、長時間にわたり慎重審議をしていただきまして、ありがとうございます。これで閉会といたします。

(終了 午後2時15分)